

# 第6章

## 主体別の環境への配慮行動

- 1 市民による環境への配慮行動・・・・・・・・・・ 56
- 2 事業者による環境への配慮行動・・・・・・・・・・ 59



岩手銀行旧本店本館（国指定文化財）

めざす将来像を実現し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐためには、市が環境施策を推進していくとともに、市民・事業者がそれぞれの立場で、環境問題について正しく理解し、日常生活や事業活動において、これまでの暮らしを見直し、環境のために何ができるか、何をすべきかを考え、自主的かつ積極的に環境への負荷の低減を目指して取り組むことが必要です。

このことから、市民・事業者それぞれの環境に配慮した具体的な行動の例を示します。

### 1 市民による環境への配慮行動

#### (1) 協働・継承

私たち一人ひとりが身近な地域の環境や地球規模の環境問題について関心を持ち、理解を深め、実際に環境を守るために行動することが重要になっています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

#### 【配慮の例】

- ① 私たち一人ひとりの暮らし方が環境に影響を与えることを自覚し、身近な環境の状況に関心を持つように努める。
- ② 地球環境問題に関心を持ち、環境学習の場や機会への参加に努める。
- ③ 環境啓発イベントや農林業体験型のイベントへの参加に努め、環境や農林業の現状や役割について理解を深めるように努める。
- ④ 市、事業者、環境NPO、教育機関などが発信する環境情報に興味・関心を持ち、情報に接するように努める。
- ⑤ 暮らしの中で自分にできることに気付き、進んで実践するよう努める。
- ⑥ 家族や友人などとの会話で身近な環境や環境問題について話題とするなど、環境に関心を持つ人の輪を広げるように努める。



保護庭園一ノ倉邸のハス

## (2) 気候変動

地球環境問題は、一つ一つの取組の成果は小さくても市民一人ひとりが市域全体で取り組むことによって大きな効果となり、解決につながります。

身近な省エネ活動を心がけ、無理のない範囲で継続して取り組んでいくことが重要です。

### 【配慮の例】

- ① 節水を心がけ、風呂の残り湯を洗濯に使用するなど、一度使った水の再利用に努める。
- ② 近距離の場合には徒歩又は自転車での移動に、遠距離の場合には公共交通機関での移動に努める。
- ③ 低公害車や低燃費自動車の購入に努める。また、自動車の使用に当たっては、エコドライブに努める。
- ④ 農産物は地域で生産したものや旬のものを選ぶことによって、生産や流通におけるエネルギーの消費を抑える。
- ⑤ 電力契約については、金額だけでなく、環境への配慮や地域貢献も考慮して、電力会社を選ぶ。
- ⑥ 電気製品の買い替えの際には、省エネ型製品の購入に努める。
- ⑦ 家庭用電気製品や照明のスイッチをこまめに消すなど、省エネ行動に取り組む。
- ⑧ 建築物などの計画に当たっては、断熱性、気密性、耐震性、自然採光、通風への配慮に努める。また、再生可能エネルギー設備の導入を検討する。
- ⑨ こまめな水分・塩分の補給や扇風機・エアコンを適切に使用し、熱中症対策に努める。
- ⑩ グリーンカーテン※により、夏の節電に取り組む。
- ⑪ 浸水想定地域や避難に関する情報収集に努め、災害への備えを確認する。

## (3) 循環型社会

ごみを減らす生活への見直しや環境への負荷の少ない製品の利用などを行うとともに、省資源や省エネルギーに配慮した行動などに努めることが求められています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

### 【配慮の例】

- ① 使い捨て型の消費生活を見直し、買い物袋を持参するなど不要なものを持ち込まない努力をするとともに、商品の購入に当たっては、エコマーク商品、グリーンマーク商品※など再生品、詰め替えが可能な製品、長期間使用できる製品の購入に努める。
- ② 未利用食品の廃棄、食べ残しを減らし、発生した生ごみは堆肥にするなどの工夫により、生ごみの排出量を減らすよう心がける。
- ③ びん・缶・ペットボトルなどの分別に協力するほか、地域での資源集団回収活動に参加・協力する。
- ④ 廃棄物問題に関心を持ち、環境学習の場や機会への参加に努める。

#### (4) 自然環境

自然環境や野生動植物の保護・保全活動などに参加・協力し自然への理解を深めることや、生態系の一員として自然生態系を守るように心がけることが求められています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

##### 【配慮の例】

- ① 河川や森林など自然環境や野生動植物の保護・保全活動、環境学習などへの参加・協力を努め、自然への理解を深めるよう心がける。
- ② 河川や森林などで、ごみを捨てたり、野生動植物を傷つけたりしないようにする。
- ③ 地域の生態系を保全するため、特定外来生物のオオハンゴンソウについて、市民に周知を行うとともに、ブラックバスなど移入種を河川や湖沼に放さないようにする。
- ④ 生け垣の設置や庭木の植栽、ハンギングバスケット\*などにより、自宅の緑化・美化に努める。
- ⑤ 身近な歴史的・文化的遺産、野生動植物の生息・生育する水辺などそれぞれの地域が有している環境の保全活動に参加・協力する。
- ⑥ 温泉入浴に加えて、周辺の自然や歴史、文化などに触れることによって、環境への意識を高める。

#### (5) 生活環境

自らが健康で安全に生活するために、日常生活における環境への負荷の低減が求められています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

##### 【配慮の例】

- ① 洗剤の適正使用など、家庭排水からの環境への負荷を減らすよう心がける。
- ② 公共下水道事業や農業集落排水事業の対象区域外では、合併処理浄化槽などの汚水処理施設の設置に努める。
- ③ 音響機器などの家庭電気製品は、使用時間帯や音量に、冷暖房の室外機は、設置場所や防音設備の設置に配慮し、近隣への騒音防止に努める。
- ④ ごみの分別や排出ルールを守るとともに、びん・缶・ペットボトル、吸い殻などごみのポイ捨てをしないようにする。また、ペットの排せつ物を適切に処理する。
- ⑤ 町内の美化活動、ごみの持ち帰り、資源の回収などの環境保全活動や環境学習などに参加・協力するとともに、身の回りからできる環境保全活動に取り組むよう心がける。
- ⑥ 建築物などの計画に当たっては、規模やデザインなどに配慮し、周辺景観との調和に努める。
- ⑦ 野生鳥獣や野良猫などへの餌付けをしないことを徹底することで、感染症の防止や生活環境の保全に努める。

## 2 事業者による環境への配慮行動

### (1) 協働・継承

長期的に継続し、持続可能な社会を実現するためには、環境と経済が両立することが重要です。また、事業者の立場からの環境保全活動への参加・協力・支援などに努めることが求められています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

#### 【配慮の例】

- ① 自らの事業活動の環境に与える影響や環境とのかかわりについて、理解と認識を深めるため、環境教育や研修の実施に努める。
- ② 環境問題に対し、組織的かつ計画的な取組を進めるため、環境マネジメントシステムや環境活動評価プログラム<sup>\*</sup>の導入など体制の整備に努める。
- ③ 市、民間団体などが行う環境保全活動や環境学習などへの従業員の参加を促進するため、支援制度の整備に努めるほか、環境保全活動への協力を努める。
- ④ 事業活動の中での環境にかかわる情報については、市、市民、民間団体などへの提供に努める。
- ⑤ 町内の美化活動、歴史・文化の保全・継承など環境の保全活動において、事業者の立場から参加・協力・支援に努める。

### (2) 気候変動

事業活動に伴う省エネルギーなどの取組は、燃料使用量の削減によってコスト削減になるほか、環境への配慮を行う活動は企業イメージのアップにつながります。

#### 【配慮の例】

- ① 大型車を含め自動車の導入に当たっては、ハイブリッド車や電気自動車などの低公害車や低燃費自動車の導入に努める。
- ② 公共交通機関の利用を進めるとともに、自動車の使用に当たっては、効率的な運行に努め、エコドライブや駐車時のアイドリングストップの実施など適正運転に努める。
- ③ 原材料や部品の適切な管理、多頻度少量配送の見直し、効率的な発注・発送システムの構築を図るなど、物流の合理化と自動車交通量の抑制に努めるとともに、輸送効率を高めるよう配慮する。
- ④ 再生可能エネルギーの利用に努めるとともに、環境負荷の少ないエネルギー源の採用に努め、電力契約においては環境への配慮や地域活性化も考慮して電力会社を選ぶ。
- ⑤ 建築物の計画に当たっては、断熱性、気密性、耐震性、自然採光、通風への配慮に努める。
- ⑥ 施設内の製造機械、空調機、オフィス機器、照明器具などについては、省資源、エネルギー効率などを考慮した設備の導入・更新に努めるとともに、適正な冷暖房温度の設定など効率的な利用と適切な維持・管理を進める。
- ⑦ 運輸業においては、停留所の改善、低床バスの使用などにより、利便性の向上を図り、人の移動を公共交通へ誘導するよう努める。
- ⑧ 浸水想定地域や避難に関する情報収集に努め、災害への備えを確認する。

### (3) 循環型社会

生産者は、自らが生産した製品が使用され、廃棄された後においても、その製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負います。そのため、廃棄物等の発生抑制や循環的な利用を進めていかなければなりません。

#### 【配慮の例】

- ① 用紙類の再利用や両面コピーの徹底、びん・缶・ペットボトル、古紙類などの分別の徹底を図るなど、ごみの発生抑制、再利用に努める。
- ② 会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減に努める。
- ③ 調度品や消耗品などについて、再生品、詰め替えや再利用ができる製品などの購入に努める。
- ④ 宣伝用のチラシなどは再生紙を利用するとともに、減量化に努める。
- ⑤ 製品の梱包材の材質は再生品や再生利用が容易なものの採用に努める。
- ⑥ 建設業においては、建設資材は再生品や再利用可能なものを使用するよう努めるとともに、型枠の使用に当たっては、熱帯産材などの輸入木材型枠の使用を減らし、再利用可能なものを使用に努める。
- ⑦ 建設業においては、建設残土や建設廃棄物の減量化、有効利用を図るとともに、その適正処理に努める。
- ⑧ 製造業においては、製品などの研究開発や設計の段階から、その製品が流通・消費・廃棄において人や環境に与える影響を事前に検討評価し、環境への負荷の低減、省資源、省エネルギー、リサイクル性を考慮したものとなるよう努める。
- ⑨ 製造業においては、生産・製造工程での廃棄物の原材料への再利用、再生品の使用、省資源、省エネルギー化を進める。また、使用済製品の回収体制を整備し、再生使用に努める。
- ⑩ 卸売業・小売業においては、エコマーク商品や再生品、詰め替え可能な製品などの環境への負荷の少ない製品の取扱商品数を増やすよう努める。
- ⑪ 卸売業・小売業においては、商品の簡易包装に努めるとともに、買い物袋などの持参を呼びかける。
- ⑫ 卸売業・小売業においては、再資源化のため、びん・缶・ペットボトル、紙パック、トレイなどの店頭回収に努めるとともに、製造業者との連携による資源回収の仕組みづくりに努める。
- ⑬ 廃棄物に対する責任は、排出事業者にあることを自覚し、廃棄物の分別の徹底を図るとともに、産業廃棄物については、マニフェスト<sup>※</sup>を使用し、最終処分方法など産業廃棄物が適正に処理されたことを確認する。

#### (4) 自然環境

私たちの日常生活や事業活動が、自然環境に対して負荷を与えていることを認識し、環境保全に配慮していく必要があります。

##### 【配慮の例】

- ① 林業経営の安定と自然環境の保全のため、地域産材の使用に配慮する。
- ② 間伐など森林の適正な管理に努める。
- ③ 伐採後は植林を行うよう努める。
- ④ 農地の多様な公共的機能に配慮し、耕作を放棄しないよう努める。
- ⑤ 除草剤や殺虫剤などの使用に当たっては、種類、使用方法などに留意し、生態系に配慮した適正使用に努める。
- ⑥ 施設の設計に当たっては、自然の改変を最小限にとどめるよう努める。
- ⑦ 敷地内の緑化や美化に努める。

#### (5) 生活環境

事業者には、資源やエネルギーの使用段階・廃棄段階での公害の防止といった環境への負荷の低減を目指した取組が求められています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

##### 【配慮の例】

- ① 原材料や部品の適切な管理、多頻度少量配送の見直し、効率的な発注・発送システムの構築を図るなど、物流の合理化と自動車交通量の抑制に努めるとともに、輸送効率を高めるよう配慮する。
- ② 事業場などから発生する大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭などの公害を防止するため、定められた防止対策を実施するとともに、周辺環境への影響をより低減させるよう努める。
- ③ 融雪剤の使用に当たっては、種類や使用方法などに留意し、適正使用に努める。
- ④ 音響設備や拡声器は、適度な音量で使用し、適切な防音設備の設置に努める。また、冷暖房の室外機は、適切に配置し、防音設備の設置に努める。
- ⑤ 店舗など周辺でのごみの散乱を防止し、環境美化に努める。
- ⑥ 有害な化学物質を保管・使用している事業場においては、災害・事故発生に備えた安全対策やその保管・使用などにおける適正な管理を図るほか、排出削減や施設整備に努める。
- ⑦ 除草剤や殺虫剤、化学肥料などの使用に当たっては、種類、使用方法などに留意し、適正使用に努める。
- ⑧ 建築物などの計画に当たっては、日照障害や電波障害の影響が生じないように配慮する。また、規模やデザインなどに配慮し、周辺景観との調和に努める。
- ⑨ 屋外照明の種類、位置、照明時間について、周辺環境への影響に配慮する。
- ⑩ 畜産業においては、畜舎の適正管理、糞尿処理施設の設置などにより、水質汚濁や悪臭の防止を進める。
- ⑪ 建設業においては、工事に伴う大気汚染、騒音、振動について、工法の工夫や適切な機械の採用により低減に努める。
- ⑫ 建設業においては、河川周辺の工事に伴う土砂や濁水の流出に注意し、下流の水、河川における生態系などへの影響の低減に努める。
- ⑬ 建設業においては、建築物などの改修・解体に当たって、アスベストの適正処理やフロンの回収・破壊を進める。



岩手銀行旧本店本館（国指定文化財）